

X i サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 7 月 6 日経企第 997 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は平成 30 年 7 月 20 日の当社が定める時刻から実施します。 （パケットバック海外オプションに係る特例）</p> <p>2 Xi 契約者は、この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、別表 8（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）に定めるアメリカ合衆国、グアム、インドネシア共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、オーストラリア連邦、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）の電気通信事業者（以下この附則において「対象事業者」といいます。）が提供する国際アウトローミングを利用する場合であって、料金表第 3 表（国際アウトローミング利用料）の 1（適用）の(7)に規定するパケットバック海外オプションを選択するときは、次表に定めるパケットバック海外オプション選択期間の種類から 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1 利用開始認証ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">パケットバック海外オプション選択期間</th> <th style="width: 40%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 時間</td> <td style="text-align: right;">300 円</td> </tr> <tr> <td>24 時間</td> <td style="text-align: right;">980 円</td> </tr> <tr> <td>72 時間</td> <td style="text-align: right;">2,480 円</td> </tr> <tr> <td>120 時間</td> <td style="text-align: right;">3,980 円</td> </tr> <tr> <td>168 時間</td> <td style="text-align: right;">5,280 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定によりパケットバック海外オプションを選択したときは、料金表第 3 表の 1 の(7)のA及びBの適用については、次のとおりとします。</p> <p>(1) A中「別表 8（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）」のデータ通信モード欄において事業者名に★が付された外国の電気通信事業者」を「対象事業者」に、「次表に規定する額」を「経企第 997 号（平成 30 年 7 月 6 日）の附則第 2 項の規定により選択したパケットバック海外オプション選択期間の種類に応じた料金額」に、それぞれ読み替えて適用します。</p> <p>(2) イ中「24 時間」を「経企第 997 号（平成 30 年 7 月 6 日）の附則第 2 項の規定により選択したパケットバック海外オプション選択期間」に読み替えて適用します。</p> <p>4 この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、料金表第 3 表の 1 の(7)中、「★が付された事業者」を「★が付された事業者（経企第 997 号（平成 30 年 7 月 6 日）の附則第 2 項に規定する対象事業者を除きます。）」に読み替えて適用します。</p>	パケットバック海外オプション選択期間	料金額	1 時間	300 円	24 時間	980 円	72 時間	2,480 円	120 時間	3,980 円	168 時間	5,280 円	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p>
パケットバック海外オプション選択期間	料金額												
1 時間	300 円												
24 時間	980 円												
72 時間	2,480 円												
120 時間	3,980 円												
168 時間	5,280 円												

F O M A サ ー ビ ス 契 約 約 款 の 一 部 改 正

[改 正]	[現 行]												
<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表10（略）</p> <p>附 則（平成 30 年 7 月 6 日経企第 997 号） （実施期日）</p> <p>1 この附則は平成 30 年 7 月 20 日の当社が定める時刻から実施します。 （パケットバック海外オプションに係る特例）</p> <p>2 FOMA 契約者は、この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、別表 9（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）に定めるアメリカ合衆国、グアム、インドネシア共和国、タイ王国、大韓民国、中華人民共和国、香港、マカオ、オーストラリア連邦、英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）の電気通信事業者（以下この附則において「対象事業者」といいます。）が提供する国際アウトローミングを利用する場合であって、料金表第 4 表（国際アウトローミング利用料）の 1（適用）の(7)に規定するパケットバック海外オプションを選択するときは、次表に定めるパケットバック海外オプション選択期間の種類から 1 つを選択し、あらかじめ当社に申し出ていただきます。</p> <p style="text-align: center;">1 利用開始認証ごとに</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th style="width: 60%;">パケットバック海外オプション選択期間</th> <th style="width: 40%;">料金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 時間</td> <td style="text-align: right;">300 円</td> </tr> <tr> <td>24 時間</td> <td style="text-align: right;">980 円</td> </tr> <tr> <td>72 時間</td> <td style="text-align: right;">2,480 円</td> </tr> <tr> <td>120 時間</td> <td style="text-align: right;">3,980 円</td> </tr> <tr> <td>168 時間</td> <td style="text-align: right;">5,280 円</td> </tr> </tbody> </table> <p>3 前項の規定によりパケットバック海外オプションを選択したときは、料金表第 3 表の 1 の(7)の A 及び B の適用については、次のとおりとします。</p> <p>(1) A 中「別表 9（国際アウトローミングに係る外国の電気通信事業者）のデータ通信モード欄において事業者名に★が付された外国の電気通信事業者」を「対象事業者」に、「次表に規定する額」を「経企第 997 号（平成 30 年 7 月 6 日）の附則第 2 項の規定により選択したパケットバック海外オプション選択期間の種類に応じた料金額」に、それぞれ読み替えて適用します。</p> <p>(2) イ中「24 時間」を「経企第 997 号（平成 30 年 7 月 6 日）の附則第 2 項の規定により選択したパケットバック海外オプション選択期間」に読み替えて適用します。</p> <p>4 この附則実施の日から平成 30 年 9 月 30 日までの間において、料金表第 3 表の 1 の(7)中、「★が付された事業者」を「★が付された事業者（経企第 997 号（平成 30 年 7 月 6 日）の附則第 2 項に規定する対象事業者を除きます。）」に読み替えて適用します。</p>	パケットバック海外オプション選択期間	料金額	1 時間	300 円	24 時間	980 円	72 時間	2,480 円	120 時間	3,980 円	168 時間	5,280 円	<p>第1章～第14章（略）</p> <p>料金表（略）</p> <p>別表1～別表9（略）</p>
パケットバック海外オプション選択期間	料金額												
1 時間	300 円												
24 時間	980 円												
72 時間	2,480 円												
120 時間	3,980 円												
168 時間	5,280 円												

J a p a n W e l c o m e S I M - 0 サ ー ビ ス 契 約 約 款

[改 正 後]

[現 行]

第1章 総則（略）

第1章 総則（略）

第2章 JWSIM-0サービスの種類等

第2章 JWSIM-0サービスの種類等

（JWSIM-0サービスの種類）

（JWSIM-0サービスの種類）

第4条 JWSIM-0サービスには、次の種類があります。

第4条 JWSIM-0サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
（略）	（略）
JWSIM-0 (Matsuzakaya Nagoya) サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（当社が貸与するSIMカードを装着したものに限ります。）との間に電気通信回線を設定して、提供するもの
申込期間	平成30年7月17日～平成30年10月31日
SIMカード受取期間	平成30年7月17日～平成30年10月31日

種 類	内 容
（略）	（略）

第5条 （略）

第5条 （略）

第3章～第10章 （略）

第3章～第10章 （略）

附 則（平成30年7月6日経企第997号）
この改正規定は、平成30年7月17日から実施します。